

【資料編】

資料-1 計画策定体制と経緯

(1) 策定体制

■春日部市下水道事業審議会委員名簿（50音順）

| 種 別 | 氏 名 | 備 考 |
|----------------------|---------------------|-------------------------------|
| 第1号委員 知識及び経験を有する者 | さくやま やすし 作山 康 | 芝浦工業大学システム理工学部 環境システム学科 教授 |
| | たぐち まきお 田口 真喜夫 | 元春日部市職員 ※副会長 |
| 第2号委員 各種団体を代表する者 | いしはら たもつ 石原 保 | 庄和商工会 |
| | おぼかた としみ 小保方 敏美 | 春日部市自治会連合会 ※会長 |
| | こじま けいこ 小島 恵子 | 春日部連合婦人会 |
| | さとう なおこ 佐藤 直子 | 春日部市くらしの会 |
| | もりいずみ ひこじ 森 泉 彦二 | 春日部市商工会議所 |
| 第3号委員 公募に応じた市民 | さかまき ゆきこ 酒巻 由紀子 | 公募 |

(2) 策定経過

| 日時 | 内容 |
|------------------------|---|
| 令和2年11月12日 | 第1回下水道事業審議会 ・ 春日部市公共下水道ストックマネジメント基本計画（案）について（諮問・審議） |
| 令和2年12月1日～ 令和3年1月4日 | 市民意見提出手続（パブリックコメント）実施 |
| 令和3年2月4日 | 第2回下水道事業審議会 ・ 市民意見提出手続（パブリックコメント）実施結果について（報告） ・ 春日部市公共下水道ストックマネジメント基本計画（案）について（継続審議・答申） |

(3) 春日部市下水道事業審議会条例（一部抜粋）

春日部市下水道事業審議会条例

（設置）

第1条 市の下水道事業を円滑に推進するため、春日部市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の下水道事業に関する事項を調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識及び経験を有する者

(2) 各種団体を代表する者

(3) 公募に応じた市民

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、建設部下水道課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

資料-2 パブリックコメントの実施

■市民意見提出手続実施結果

1 意見提出者数及び意見提出件数

| | | |
|--------|-------|----|
| 意見提出者数 | 直接 | 1人 |
| | 郵送 | 0人 |
| | ファックス | 0人 |
| | メール | 0人 |
| | 計 | 1人 |
| 意見提出件数 | 直接 | 1件 |
| | 郵送 | 0件 |
| | ファックス | 0件 |
| | メール | 0件 |
| | 計 | 1件 |
| 意見反映件数 | 1件中 | 1件 |

2 意見の概要とそれに対する市の機関の考え方

(1) (概要版) 第6章 長期的な改築事業のシナリオ設定について

| 意見の概要 | 市の機関の考え方 |
|--|--|
| 既存の下水道管やポンプ場などの施設は、多額の費用を掛けて整備したものであるため、適切な管理をして、可能な限り長く大切に利用出来るような計画にすべきだと思う。 | 今回の計画(案)では、点検・調査の結果に応じて施設を部分的に新しくする長寿命化対策を行いながら改築する施設や、標準的な耐用年数を更に延ばした目標耐用年数を設定して改築する施設など、施設の性質によって管理方法を選定し、各施設の機能を維持しながら、長く利用していく計画としております。 |

「春日部市公共下水道ストックマネジメント基本計画(案)」に対する意見の募集期間
令和2年12月1日(火)から令和3年1月4日(月)まで

資料-3 用語集

本計画における主な用語の定義は「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-平成27年11月国土交通省水管理・国土保全局下水道部 国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部（以下、「ガイドライン」という。）」を参考に、以下のとおりとする。

『改築』…更新または長寿命化対策により、所定の耐用年数を新たに確保するもの。

- ①更新：既存の施設を新たに取替えること。
- ②長寿命化対策：既存の施設の一部を活かしながら部分的に新しくすること。

『修繕』…老朽化した施設または故障もしくは損傷した施設を対象として、機能を維持させるために、既設の一部の再建設または部分取替えを行うことで、長寿命化対策に該当するものを除く（ただし、消耗部品等の取替えに限り、その行為で健全度が上昇するものではない）。

- ①突発修繕：計画的に保守・点検を行っていたにもかかわらず突発的に発生した災害や軽微な設備異状に対応するため実施する小修繕（ただし、保守で対応困難な場合）。
- ②定期修繕：メーカーの推奨や経験的な運転時間を参考に、定期的を実施する修繕（消耗部品の取替え等で、保守で対応困難な場合）。機器の分解等も伴うため、交換部品以外の状況をチェックするなど、「調査」機能も有する。
- ③計画修繕：調査を実施後、診断により対策の必要性が高いと判断されたもののうち、改築対象施設以外に実施する修繕であり、改築時期までの機能維持を目的とした定期修繕よりやや大規模な消耗部品等の取替えを行う行為。

『維持』…処理場施設の運転、下水道施設の保守、点検、調査、清掃等下水道の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの（※改築事業の効率化を目的として、計画的に実施する点検、調査、診断を含む（図Aの点線部））。

『保守』…定期的に行う消耗品の確認、補充及び交換や、異状が発見された場合に行う軽微な調整・修理・取替等を行う行動。

『点検』…施設・設備の機能維持のために、定期的を目視や測定装置の使用等により、異状の有無を確認すること。

- ①日常点検：機械・電気設備の場合は、機器及び設備について、異状の有無、兆候を発見するため、原則として毎日行う巡視点検であり、主として目視、触覚、聴覚等による状態確認及び記録等の作業。また、土木・建築施設の場合は、日常の巡視で点検が可能な範囲について、劣化、損傷、初期欠陥の有無や程度を把握する点検であり、主として目視による状態確認及び記録等の作業。
- ②定期点検：機械・電気設備の場合は、機器の損傷、腐食及び摩耗状況等を把握し、修理・修繕等の対策の必要性・対策方法等を検討するために、週、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、隔年等期間を定めて行

う点検であり、主として目視、触覚、聴覚、簡易な測定による状態確認及び記録等の作業。

また、土木・建築施設の場合は、各部位の劣化、損傷、初期欠陥の有無や程度を把握し、詳細調査及び対策の検討の必要性を判断するために定期的に行う点検であり、主として目視、聴覚等による状態確認及び記録等の作業。

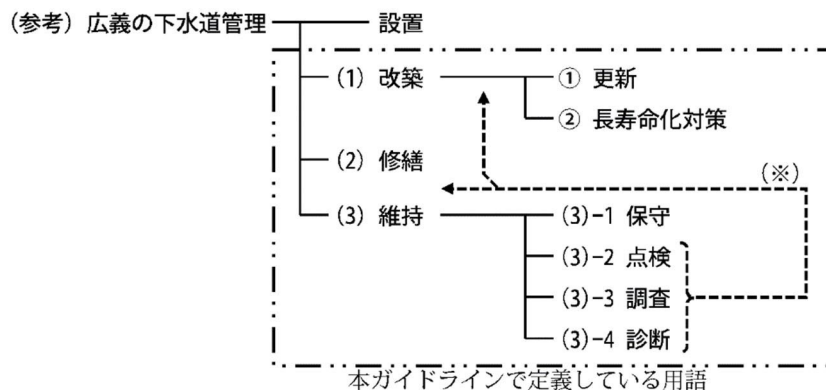
③**法定点検**：法の定めに従い、検査点検を行うもの。法規及び対応設備は以下のとおり。

- a) 消防法(総務省)…燃料貯留槽、消防設備等
- b) 労働安全衛生法(厚生労働省)…クレーン、始動用空気槽、ボイラー設備等
- c) 電気事業法(経済産業省)…受変電設備、電動機等
- d) 大気汚染防止法(環境省)…常用発電機等

④**臨時点検**：計画的に保守・点検を実施していても災害や設備異状等は、突発的に発生するものである。それらに対応するための臨時点検には、緊急点検と特別点検がある。『緊急点検』は、異状の発生や災害や事故等により損傷を受けた可能性がある設備に対して、日常及び定期点検以外に行う点検。『特別点検』は、緊急点検が必要な設備と類似の設備に対して、異状の発生や同種の損傷の発生等の確認を行う点検。

『**調査**』…施設・設備の健全度評価や予測のため、目視や測定装置により、定量的に確認すること。

『**診断**』…点検・調査結果を踏まえ、健全度や緊急度(管きよのみ)を判定すること。また、処理場施設・設備においては劣化予測も含む。



出典：ガイドライン P6

図 A 下水道管理用語の概念図

『**予防保全**』…施設・設備の寿命を予測し、異状や故障に至る前に対策を実施する管理方法で、状態監視保全と時間計画保全がある。

①**状態監視保全**：施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法。

②**時間計画保全**：施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法。

『**事後保全**』…施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法。

『**ライフサイクルコスト（LCC）**』…施設・設備における新規整備、維持、修繕、改築等を含めた生涯費用の総計。

『**リスク**』…目的に対する不確かさの影響のこと（JIS Q0073 の定義より）。リスクの大きさは「事故・故障の発生確率」と「事故・故障が発生したときの被害規模」の組み合わせで評価する。

『**健全度**』…評価する対象物が有する機能、状態の健全さを示す指標であり、状態監視保全施設の診断の際に修繕、改築等の対策手法の判断を行うためのもの。

『**緊急度**』…管きよに対して従来から用いられている施設の機能や状態の健全さを示す指標であり、対策が必要と判断された施設において、対策を実施すべき時期を定めたもの。

『**標準耐用年数**』…改築通知の別表で定められた年数。

『**目標耐用年数**』…改築の実績等をもとに施設管理者が目標として設定する耐用年数。

春日部市民憲章

わたしたちのまち春日部は 古利根川と江戸川が流れ
豊かな自然のなかで 伝統 文化 産業を育んできた歴史のあるまちです

わたしたちは この先の時代に想いを馳せ
だれもが住み良い 魅力あるまちを目指して
ここに 市民憲章を定めます

- 環境にやさしく かけがえのない自然を守りましょう
- 心と体を健やかに 良識ある行動を心がけましょう
- お互いを尊重し ともに助け合い 心かよう信頼を築きましょう
- 伝統と文化を大切にし 次の世代に引き継ぎましょう
- 広い視野で世界に学び 平和で夢のある未来をつくりましょう

そして
このまちで
ともに生きましょう

春日部市公共下水道ストックマネジメント基本計画

発行 春日部市
編集 建設部下水道課
作成 令和3年3月
〒344-0192 埼玉県春日部市金崎 839 番地 1
電話 048-746-1111 (代表)
URL <https://www.city.kasukabe.lg.jp>



すまいるシティ
SDGs未来都市 **かすかべ**